

地域情報化事務事業の取扱いについて

地域情報化事務事業の取扱いについて提出する。

平成 16 年 11 月 24 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	24 - 16	地域情報化事務事業の取扱いについて
1 難視聴地域の対策としては、新町発足後において、大河内町側の C A T V の整備等により解消できるよう調整する。 2 I T を享受できる豊かな社会の実現に向けて、新町発足後において、電子自治体の推進も含め情報化推進体制を一元化し、地域情報化計画を策定する。 また、携帯電話、ブロードバンド環境の充実など、情報基盤の整備の推進及び情報基盤を利用したサービスの充実の推進をめざす。 3 高度情報化社会と地域情報化社会への確立に向け、情報基盤の整備として新町発足後速やかに、神崎町の例により新町全域の C A T V 整備をめざす。		

平成 16 年 11 月 17 日 (確認) ・継続審議